文化財　令和２年度発掘調査の予定地域

西田布施地区では、ほ場整備事業の実施に伴い、工事により影響を受けてしまう遺跡の発掘調査が行われます。

早い遺跡では５月、一番遅い遺跡は 10 月中旬～下旬に発掘調査が始まります。発掘現場では、調査員が指揮を執り作業を行っています。作業は十分に注意を払って行いますが、見学の際などは調査員の指示に従うようにお願いします。

■田布施町教育委員会が実施した試掘調査から確認されたこと

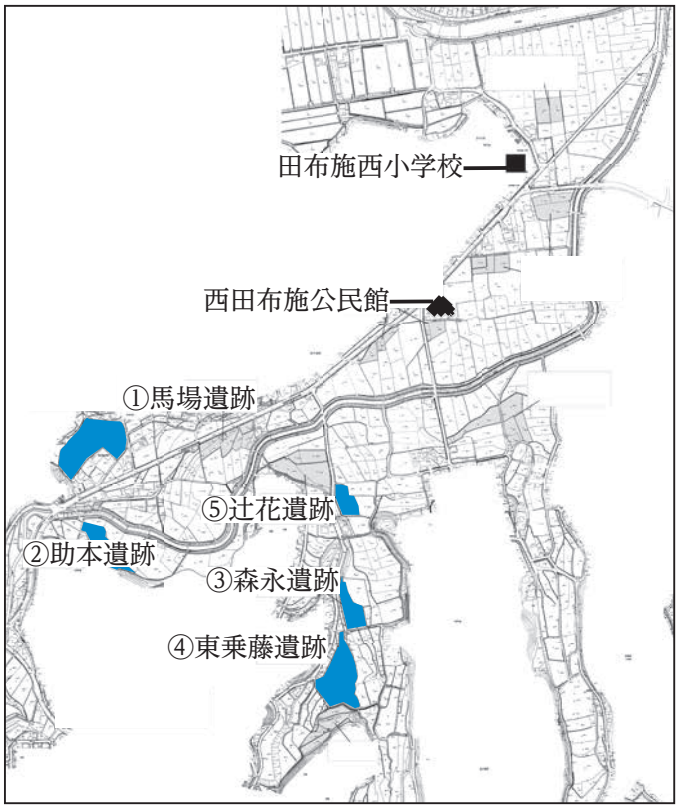

①馬場遺跡

弥生時代、古墳時代、平安時代、中世の遺構や遺構が確認されました。

出土遺物は 100 点を超えます。

②助本遺跡

古墳時代、中世の遺物が確認されました。

出土遺物は３点確認されました。

③森永遺跡

弥生時代、古墳時代、中世の遺物が確認されました。

④東乗藤遺跡

弥生時代、平安時代、中世の遺構と遺物が確認されました。

弥生土器などが 70 点余り出土しました。

⑤辻花遺跡

弥生時代、古墳時代、中世の遺物と遺構が確認されました。

弥生土器、土師器、須恵器、瓦質土器など 80 点の遺物が出土しました。

遺跡のある場所で地面を掘る工事をする時は、届出が必要です

地面を掘る土木工事・解体工事・建築工事（個人住宅工事を含む）などを行う場合、その場所が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当するかどうかを確認する必要があります。

※『埋蔵文化財』とは住居跡や古墳のような地面に築かれている『遺構』と、土器や石器といった『遺物』のことをいいます。

工事予定場所が、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内にある場合、文化財保護法第93条に基づき工事着手60日前までに『埋蔵文化財発掘届出書』を田布施町教育委員会を経由して山口県教育委員会に提出し、指示書による指示を受けることになります。

※指示には『慎重工事』、『工事立会』、『発掘調査』などがあります。実際に地面を掘ることができるのは、県教育委員会からの指示書の到着後になります。

家を新築するときは、家の基礎や浄化槽などで地面を掘る前に、家を建て替えるときは、旧家屋の解体をする際に地面を掘ります。また、地盤改良の際にも忘れずにお問い合わせください。

工事の予定箇所が『周知の埋蔵文化財包蔵地』の範囲内かどうかは、社会教育課にお問い合わせください。
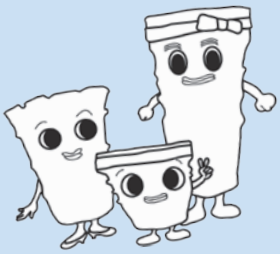
◇**問合せ先**　社会教育課
☎25-3185
FAX 52-4904